

令和4年4月  
定例教育委員会会議

会議録

令和4年4月21日開催

# 会 議 録

開催日時	令和4年4月21日(木)	午後2時 午後3時45分	開会 閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室		
出席者	教育長及び委員	教育長 黒蕨 真一, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 山崎 與吉	
	事務局 説明員	学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 教職員担当課長 佐藤 文泰 教育政策課主幹 工藤 秀敏	社会教育部長 高田 敏和 社会教育部次長 岩崎 昌美 文化ホール担当課長 松里 秀一 社会教育課主幹 小島 紀行
	事務局 職員	教育政策課 同 朝倉 裕幸 宮嶋 健吏	
傍聴者	0人		
公開・非公開の別	一部非公開		
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について ・議案第2号 旭川市社会教育委員の委嘱について ・報告第1号 学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について ・報告第5号 旭川市いじめ防止等対策委員会による一部答申(臨時代理)について 5 報告事項 (1) 旭川市議会令和4年第1回定例会の報告について (2) 旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について (3) 令和4年度旭川市教員研修計画について (4) 旭川市民文化会館大ホール使用停止に伴う損失補償について (5) 旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて 6 その他 7 閉会		

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和4年4月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和4年3月定例教育委員会会議（令和4年3月28日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和4年3月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第2号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市いじめ防止等対策委員会による一部答申（臨時代理）について」、報告事項（2）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」及び報告事項（5）「旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市いじめ防止等対策委員会による一部答申（臨時代理）について」、報告事項（2）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」及び報告事項（5）「旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
工藤教育政策課主幹	<p>議案第1号「令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」、説明願います。</p> <p>この点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、教育委員会の事務に関する前年度の取組について、報告書を作成することとなっております。</p> <p>「点検・評価の対象」につきましては、「教育委員会の活動状況」と「第</p>

2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況」の二つを点検・評価の対象といたします。

「点検・評価の方法」ですが、一つ目の「教育委員会の活動状況」については、法に規定されている教育委員会の事務に沿って、学校の設置関係、規則制定関係などの実施状況を総括し、課題等を踏まえた今後の在り方を示してまいります。

二つ目の「第2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況」については、「学校教育基本計画」では、基本理念の下、三つの目標を設定しており、この計画に基づく取組や各施策事業等の実施状況を点検・評価してまいります。「社会教育基本計画」では、二つの基本理念と、その実現のための五つの基本目標ごとに、成果目標を設定しており、この計画に基づく取組や各施策事業等の実施状況を点検・評価してまいります。

また、いずれの基本計画につきましても、課題等を踏まえ、今後の方向性を示してまいります。

「学識経験者の意見聴取」につきましても、点検・評価を行うに当たって、昨年度同様、学識経験者から意見を聴取してまいります。

「点検・評価の結果に関する報告書の作成等」につきましても、昨年度における施策事業の点検・評価でありますので、市議会での令和3年度決算審査との時期について整合を図ることや、その結果を令和5年度の事業構築・予算編成作業に反映させていくという観点を踏まえ、9月に開会されます市議会に提出を予定しております。

このため、点検・評価の報告書案につきましては、それまでに教育委員会会議に付議してまいります。

教 育 長 議案第1号「令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」、御意見、御質問等がありますか。

各 委 員 員 ありません。

各 教 育 長 それでは、議案第1号「令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員 員 異議ありません。

各 教 育 長 「異議なし。」と認め、議案第1号「令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」は、原案どおり決定します。

#### 《 報 告 事 項 》

教 育 長 それでは、報告事項に入ります。

学校教育部長 報告事項(1)「旭川市議会令和4年第1回定例会の報告について」、報告願います。

会期は、令和4年2月21日から同年3月25日までの通算33日間、学校教育部に係る議案は令和3年度旭川市一般会計補正予算及び令和4年度旭川市一般会計予算についてでした。

最初に、令和4年2月17日に開催された経済文教常任委員会において、民主・市民連合の江川委員から、現在の学級閉鎖等に係る学校の対応について、質疑がございました。

次に、令和3年度予算の補正に係る補正予算等審査特別委員会での質疑が2月22日から同月24日まで2日間行われました。

学校教育部の補正予算に関連いたしまして、自民党・市民会議の佐藤委員から、給食施設整備、学校の増改築について、民主・市民連合の高橋委員から、特別支援教育について、民主・市民連合の品田委員から、同じく特別支援教育について、質疑がございました。

また、3月1日に開催された経済文教常任委員会において、日本共産党

の能登谷委員から、旧旭川市立旭川第2中学校の利活用に係る公募の実施結果について、質疑がございました。

次に、2月25日に、市政方針及び教育行政方針の説明がございました。その後、3月3日、4日の2日間、市政方針及び教育行政方針についての代表質問が行われ、5党派全てから質問がございました。

自民党・市民会議を代表して安田議員から、いじめ問題やコロナ禍への対応について、民主・市民連合を代表して松田議員から、(仮称)いじめ防止条例制定等について、公明党を代表してもんま議員から、いじめ防止対策について、日本共産党を代表して能登谷議員から、新型コロナ対策やいじめ問題、子どもの貧困の状況等について、無党派Gを代表して上野議員から、コロナ禍における学びの保障やICT教育の現場の状況など教育行政全般について、質問がございました。

次に、3月8日に大綱質疑が行われ、日本共産党の石川議員から、就学援助制度について、民主・市民連合の白鳥議員から、いじめ問題について、質疑がございました。

次に、予算を含めた議案に対する予算等審査特別委員会総務経済文教分科会での質疑が3月15日から同月18日までの4日間行われました。

民主・市民連合の高木委員から、小・中学校適正配置計画や特認校について、公明党の高花委員から、スクールカウンセラー活用推進費について、日本共産党の能登谷委員から、いじめ対策について、無所属の横山委員から、少人数学級編制や特別支援教育推進費、むし歯予防対策費、学校ICT環境整備費について、民主・市民連合の江川委員から、GIGAスクールや令和4年度から利用する学校と保護者の連絡システムであるマチコミアプリについて、公明党の中村委員から、学校ICT環境整備費について、日本共産党の石川委員から、小・中学校の適正配置や通学支援などについて、自民党・市民会議の高橋委員から、いじめの重大事態に係る対応やいじめ問題再発防止策等について、質疑があり、その中で、情報漏えいに関する質疑については、関係部局である福祉保険部に対し出席要求があり、質疑しています。民主・市民連合の松田委員から、廃校校舎等跡利用推進費の質疑につきましても、跡利用について制度を所管しております総務部に対し出席要求があり、質疑しています。無党派Gの上野委員から、特別支援教育やいじめの重大事態に関わる対応について、質疑がございました。

学校教育部の報告は以上でございます。

社会教育部長

引き続き、社会教育部関係部分について御報告申し上げます。

代表質問につきましては、市政方針及び教育行政方針について、4党派から質問がございました。

自民党・市民会議を代表して安田議員から、旭川市科学館の今年度の恐竜がテーマの特別展と今後の方向性について、民主・市民連合を代表して松田議員から、市民文化会館の整備、郷土芸能や伝統文化の伝承について、公明党を代表してもんま議員から、市民文化会館の建替えについて、また、公民館Wi-Fi環境の拡充について、無党派Gを代表して上野議員から、アイヌ文化伝承について、また、家庭教育支援や地域学校協働活動、旭川ミュージックウィーク、アイヌ文化伝承について、質問がございました。

次に、大綱質疑につきましては、無党派Gのひぐま議員から、市民文化会館の今後の方向性について、質疑がございました。

続いて、予算等審査特別委員会総務経済文教分科会では、日本共産党の能登谷委員から、家庭教育支援について、無所属の横山委員から、アイヌ施策推進費のうち、知里幸恵氏に関わる事業について、民主・市民連合の江川委員から、図書館の資料関連予算・施設整備や旭川市文化財保護条例など3項目について、日本共産党の石川委員から、公民館の位置付けについて、公明党のもんま委員から、優佳良織技術伝承支援補助金やジオパーク構想の2項目について、質疑がございました。

教 育 長	<p>社会教育部の報告は以上でございます。</p> <p>報告事項（１）「旭川市議会令和４年第１回定例会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	ありません。
各 教 育 長	<p>それでは、報告事項（１）「旭川市議会令和４年第１回定例会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p>
教職員担当課長	<p>次に、報告事項（３）「令和４年度旭川市教員研修計画について」、報告願います。</p>
	<p>この研修計画は、教育公務員特例法の改正を受け、令和元年度から策定しているものでございます。</p>
	<p>中核市である本市では、任命権者である北海道教育委員会が定めた教員の資質向上に関する指標を踏まえ、毎年度、体系的かつ効果的に教員研修を実施するための計画を策定することとなっております。</p>
	<p>本市では、これまでも初任段階教員研修など法令で実施が定められた研修をはじめ、教員の経験に応じ、専門的知識や技術に関する研修のほか、今日的な課題に対応した様々な研修を実施しております。</p>
	<p>具体的な研修の内容等については、本市が開催する研修のほか、上川教育研修センターが開催する研修や北海道教育委員会が開催する研修のうち、旭川市立小中学校の教員が参加できる研修も併せて記載しております。</p>
	<p>各学校の教員には、この研修計画を確認して受講可能な研修を選んで、計画的に受講するよう促してまいります。</p>
	<p>なお、令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、集合形式の研修だけでなく、インターネットを通じて、パソコンやスマートフォンなどで受講できるオンデマンド形式の研修も実施しており、本年度も継続してまいります。</p>
	<p>オンデマンド研修は、教員が自らの都合に合わせて受講できることから、働き方改革の点でも有効と考えております。</p>
	<p>また、本年度新たに実施する研修として、オンライン教材ソフト、授業支援ソフト研修会、いじめ防止対策研修会を記載しております。</p>
	<p>教育委員会としましては、この研修計画に基づき本年度も効果的に研修を実施し、教員の更なる資質向上を図ってまいります。</p>
教 育 長	<p>報告事項（３）「令和４年度旭川市教員研修計画について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
山 崎 委 員	<p>一人の教員が何時間以上の研修を受講しなければならないという義務付けはあるのでしょうか。また、教員ごとの研修受講日数の集計は行っているのですか。</p>
教職員担当課長	<p>受講時間数については、初任段階教員研修など法令で実施が定められた研修は、義務付けられています。なお、教員ごとの研修受講日数については、集計しておりません。</p>
山 崎 委 員	<p>校長などは自校の教員がどの研修を受講したか把握しているのですか。</p>
教職員担当課長	<p>把握しております。各学校においても校内研修が実施されているところです。</p>
教 育 長	<p>様々な研修を設定しておりますので、各教員がしっかりと受講できるような機会の確保は大事かと思われまます。</p>
近 藤 委 員	<p>研修をほとんど受けない教員もいるのでしょうか。</p>
教職員担当課長	<p>詳細は把握しておりませんが、今年の７月に、教員免許更新制が廃止となる予定であり、今までは免許更新のために、３０時間研修を受けなければならないという義務がありましたが、その義務がなくなる予定となっております。しかし、国では教員の資質向上のための各研修は重要と考えておりますので、今後新たな取組も出てくる可能性があります。</p>
滝 山 委 員	<p>働き方改革で時間外在校等時間の上限が月４５時間までとなっておりますが、これはその時間外に含まれるのですか。それとも自主学習というこ</p>

教職員担当課長	とで勤務外の研修となるのですか。
本 田 委 員	職務としての研修と自己研さんのための研修があり、研修によって違いがあります。
近 藤 委 員	各教員にはそのキャリアステージに応じた研修を受けていただきたいと思います。各教員が自発的に研修を受講し、教員の資質を上げていかないと、学級間の差や教員によって差ができることが問題かと思ひます。これだけの良いプログラムが用意されていることから、学校において各個人が、研修内容をチェックして自発的に受けてほしいと思ひます。また、校長が自校の教員に対して、日頃から声かけなどを通じて、接してしていくことも大事かと思ひます。上川教育研修センターなどで用意している研修を受けていただくことや校内研修を充実させることで学ぶ機会を確保していかないと教員の資質向上は難しいのではないかと思ひます。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	研修会というのは参加すると、より何か新しいことを吸収して、やる気が出てくるものかと思ひます。ただ、その最初の第一歩として、校長などが働きかけて研修を受ける環境づくりを行ったり、それが自分のため、子どもたちのためにもなるということを感じていただくのが良いのかなと思ひます。これだけ多くの研修が設定されているのに、受けないのはもったいないと思ひますので、まずは、その第一歩の働きかけというアプローチが大事なのだと思ひます。 他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。
文化ホール担当課長	それでは、報告事項（3）「令和4年度旭川市教員研修計画について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（4）「旭川市民文化会館大ホール使用停止に伴う損失補償について」、報告願ひます。
教 育 長	本件は、昨年12月4日に旭川市民文化会館小ホール舞台上において、どんちょう落下事故があり、大ホールどんちょうについても、緊急点検を行つた結果、落下のおそれがあることが判明したため、昨年12月9日から12月20日までの間、その使用を停止したことに伴ひ、催事を中止等せざるを得なくなった主催者で、損失があつたとの申出があつた2団体について、損失の補償を行つたものであります。損失補償の額につきましては、それぞれ39,014円及び1,911,840円と定め、3月31日に確認書を取り交わし、本年4月に支払いを行いましたので御報告申し上げます。
山 崎 委 員 文化ホール担当課長	報告事項（4）「旭川市民文化会館大ホール使用停止に伴う損失補償について」、御意見、御質問等がありますか。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	団体ごとに損失補償の額が決まるということですね。 そのとおりです。日程や会場の変更で対応していただいた団体もございましたが、申出があつた2団体につきましては、催事の中止等に伴ひ、既に負担していた経費などの損失の額によって、補償の額に違いがございます。
教 育 長 各 委 員 事 務 局	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（4）「旭川市民文化会館大ホール使用停止に伴う損失補償について」は、報告を受けたこととします。
	《 そ の 他 》
	他に、何かありますか。 ありません。 ありません。

《 秘 密 会 》

教 育 長

ここからは、秘密会といたします。  
ここで皆さんにお諮りいたします。

議案第2号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市いじめ防止等対策委員会による一部答申（臨時代理）について」及び報告事項（2）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することとしたいと思っておりますが、いかがですか。

各 教 育 員 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市いじめ防止等対策委員会による一部答申（臨時代理）について」及び報告事項（2）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、会議録には概要を記載することといたします。

<議案第2号「旭川市社会教育委員の委嘱について」>

令和4年5月1日から令和6年4月30日までを任期とする旭川市社会教育委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」>

令和4年4月1日から令和5年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

令和4年3月23日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和4年4月1日から同年4月6日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和4年3月10日から同年4月1日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第5号「旭川市いじめ防止等対策委員会による一部答申（臨時代理）について」>

重大事態とした事案に関わり、旭川市いじめ防止等対策委員会に諮問し

<p>教 育 長 社会教育課主幹</p>	<p>ている事項に係る一部答申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
	<p>&lt;報告事項（２）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」&gt; 重大事態とした事案に関わり、旭川市いじめ防止等対策委員会の進捗状況等について、報告を受けた。</p>
	<p>次に、報告事項（５）「旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて」、報告願います。</p>
	<p>本件は、令和３年度に予定し、令和４年度以降に先送りしていましたが旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて、今年度実施するというものであります。</p>
	<p>旭川市社会教育基本計画は、平成２８年度から令和９年度までの１２か年の計画期間の半ばに当たる令和３年度に、基本施策や主な取組が社会情勢等に見合ったものになっているか中間見直しを行うことが、計画の中で定められております。</p>
	<p>しかし、新型コロナウイルス感染症のまん延によって社会情勢は目まぐるしく変化し、今後の展望についても不透明な状況が続いていたことや、社会教育を取り巻く環境も、外出・イベント等の自粛要請や、施設の休館や利用制限、人々の意識や行動の変化など大きな影響を受け、将来の見通しや数値目標等を定めることが難しい状況にあったことなどから、令和３年度中の実施を見送り、新型コロナウイルス感染症を巡る状況がある程度沈静化し、社会教育推進の在り方や今後の方向性の検討等を行うことができる環境が整ってから、改めて令和４年度以降に実施することとし、令和３年３月の定例教育委員会会議で報告し、御了承いただいたところです。</p>
	<p>現在も、新型コロナウイルス感染症を巡る状況は沈静化はしておりませんが、感染拡大防止対策を取りながら社会経済活動を行っていく方向性が示されており、社会教育においても、学びを止めないで、ウィズコロナの観点で事業等を計画・実施していくことが重要であることから、これ以上先送りするのではなく、今年度見直しを実施することといたしました。</p>
	<p>見直しに当たっては、昨年度の社会教育委員会会議において、令和２年度社会教育基本計画の点検・評価について、社会教育委員に意見を伺ったところ、「成果指標の見直し」、「目標値の検討」、「事実と課題の整理」等について御指摘をいただいておりますので、今回の見直しについては、目標設定と評価指標を中心として実施していく予定であります。</p>
	<p>なお、今後のスケジュールについては、見直し（素案）について、１０月の社会教育委員会会議の審議後、１１月の教育委員会会議で審議いただき、見直し（案）について、２月の社会教育委員会会議の審議後、３月の教育委員会会議で審議・承認いただきたいと考えております。</p>
<p>教 育 長 本 田 委 員</p>	<p>報告事項（５）「旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて」、御意見、御質問等がありますか。</p>
<p>社会教育課主幹 本 田 委 員</p>	<p>中間見直しについて、ウィズコロナの観点は付加されるということによるのでしょうか。</p>
<p>社会教育課主幹 本 田 委 員</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>社会教育課主幹 本 田 委 員</p>	<p>新型コロナウイルス感染症を巡る状況の沈静化の目処が立たないため、是非この見直しの中にも、ウィズコロナの観点で、施策等を考えていただきたいと思っております。ただ、施設等を休館すれば良いという時代ではなくなったため、開館するにはどうしたら良いかという指針等を述べることであれば良いのではないかと思います。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（５）「旭川市社会教育基本計画の中間見直しにつ</p>

いて」は、報告を受けたこととします。

《 そ の 他 》

教 育 長  
学校教育部長

他に、何かありますか。

小中学校における新型コロナウイルス感染症の対応状況について、御報告いたします。

はじめに、小中学校で感染者が確認された際の学級閉鎖等の取扱いにつきましては、令和4年2月定例教育委員会会議でも変更の御報告をしておりますが、令和4年1月27日から同年3月25日までの間は、学級閉鎖の要件として一つ目は、感染した児童生徒及び教職員が、発症日の2日前までに学校に登校していた場合、二つ目を、1人でも感染者が発生した場合の両方に該当するときとしておりましたが、本年度新学期からは、一つ目の要件は変わりませんが、二つ目を1人の感染をもって直ちに学級閉鎖の措置を取るのではなく、感染者が1名発生し、学級内に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合、又は同一学級内において、複数の感染者が発生した場合、又はその他学校医の助言等を踏まえ、学校設置者が必要と判断した場合に、学級閉鎖の措置を行うということに変更しました。

なお、学級閉鎖の期間は、原則5日間というところでは変更はございません。

次に、新型コロナウイルス感染者数の増加に伴う対応についてであります。新聞報道にもありますが、本市における1日の新規感染者数が連日で過去最多となるなど、大変厳しい状況となっております。

保健所等の見方として、現在の特徴は、新学期がスタートしたこともあり、若年層の感染が目立ち、学校などで感染が広まり、そこから家庭内感染につながって感染拡大となっているとの分析もございます。

学級閉鎖の状況としては、4月18日には10校12学級が学級閉鎖と高い数字となっており、19日、20日は増加は見られておりませんが、4月20日に学校における感染対策の強化を促す通知文を各学校に対して発出いたしました。

内容としては、換気、手洗い、密の回避など、基本的な感染予防対策の徹底について、また、今後予定されます運動会や修学旅行等の学校行事における感染対策の徹底、部活動に際しての留意事項などにつきまして、注意喚起を求めたところでございます。

山 崎 委 員

子どもたちに感染が広がっています。感染後に新型コロナウイルスに対する免疫はできるのでしょうか。

滝 山 委 員

子どもで一度感染した後に、数ヶ月後に再度感染した方もいると伺っておりますので、必ずしもしっかりした免疫はできないのかと思われまます。小児科の先生によりますと、感染しても症状が軽い子が多いそうです。

また、5歳から11歳までのワクチン接種率はまだ低いいため、この傾向は子どもたちにおいてまだ続くのかと思います。

本 田 委 員

5月は学校では修学旅行や運動会などの行事が重なる時期ですので、感染率が下がらない限り、学校も対応に苦慮するところだと思います。

山 崎 委 員

運動会などの行事について、実施の判断は学校又は市教委どちらが行うものなのでしょうか。

学校教育部長

学校長が判断することとなります。その際には、学校医へ相談したり、意見を伺いながら、判断することとなります。

山 崎 委 員  
石原学校教育部次長

同じ学校や学級で複数回学級閉鎖になることはありましたか。

ありました。今後も一定程度感染者が出る状況が続くかと思われまます、学びの保障と感染症対策の両立を図るよう引き続き取り組んでまいります。

教 育 長  
各 委 員

他に、何かありますか。

ありません。

事  
教

務  
育

局  
長

ありません。  
それでは、以上で令和4年4月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》